

会計監査人の被監査会社に対する 損害賠償責任

— 大手監査法人の責任が認められた事例

北沢義博

I	はじめに	178
II	責任の法的根拠	180
III	監査業務と監査人の責任(監査の基準と監査人の注意義務)	181
IV	本件における被告の過失	183
V	損害の算定と過失相殺の法理	185
VI	判決の意義、影響	186

I はじめに

1 訴訟の概要

本件は、再生債務者ナナボシ(以下「ナナボシ」という。)管財人である原告が、ナナボシと監査契約をしていた被告(監査法人トーマツ)に対し、ナナボシにおいて平成10年3月期から平成13年3月期に行われた粉飾決算を看破できなかったことにつき、監査契約上の注意義務違反の債務不履行責任があり、これによって、違法配当金相当額1億8891万円及び粉飾実行に伴う社外流出金相当額8億3023万6317円の損害(合計10億1914万7152円)がナナボシに生じたとして、上記損害金及びこれに対する平成16年5月1日(本訴状送達の日)の翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

裁判所は、平成13年3月期における被告の監査に過失を認定し、平成13年3月期の配当8575万3896万円を被告の過失による損害とし、8割を過失相殺した金1715万779円及びこれに対する年6分の遅延損害金の支払いを被告に命じた⁽¹⁾。

2 本事案の特徴、意義

ナナボシは、火力発電所等の補修・維持関連工事を行うメンテナンス事業及び発電所設備等の新設据付工事業務を行うプラント事業を主たる事業とする会社で、平成7年4月には株式を上場したが(大阪証券取引所2部)、平成13年11月26日には大阪地裁に民事再生手続開始を申立て、同年12月21日再生手続開始、平成14年11月21日には再生計画に従い解散している。

被告は、ナナボシと、平成4年10月に、商法特例法上及び証券取引法上(いずれも当時)の監査契約を締結し、平成5年3月期から平成13年3月期まで、監査を行い、いずれの期においても、証券取引法上の監査人としての無限定の適正意見、商法特例法上の会計監査人としての適法意見を表明している。

公認会計士、あるいは監査法人の行う会計監査は、資本市場を維持していくうえで、重要な役割と機能を果たしている。会計監査が適正に行われなかった場合、公認会計士、監査法人は民事・刑事・行政上様々な責任を負う。

本訴訟は、被監査会社が、監査人に対し、当該監査が適正でなかったことを理由として、損害賠償を求めた事例であり、裁判所は、一部ではあるが、監査人の損害賠償責任を認めた。監査人の被監査会社に対する損害賠償責任を認めた事例としては、「日

⁽¹⁾大阪地判平成20年4月18日判例時報2007号104頁、金融・商事判例1294号10頁。

本コッパース事件」第一審判決⁽²⁾があるが、本件は、上場会社の会計監査人の被監査会社に対する損害賠償責任を認めた事案として注目される。

しかも、被告はわが国有数の監査法人であり⁽³⁾、その責任が認められたことも注目に値する。判決は、監査人としては、どのような注意義務をもって、監査を実施したらよいかという点について一定の基準を示している。

監査人が民事上の責任(損害賠償責任)を問われるケースとしては、第三者に対する責任があるが、本稿では主に被監査会社に対する責任の問題として検討する。

3 検討の視点

裁判所は、本件の争点として以下の5項目を設定し、それぞれ判断した結果、上記のとおり被告に一部損害賠償責任を認めた。

① 被告が、各監査契約に基づいて行うべき「通常実施すべき監査手続」の内容は何か。

② 被告は、売上高、売上原価、売掛金の各実在性の監査要点について、「通常実施すべき監査手続」を行ったか。

③ 原告は、被告に対し、監査契約の債務不履行責任を追及しうるのか。

④ 被告の債務不履行と相当因果関係のある損害及びその額。

⑤ 本件各監査契約についての詐欺取消し又は錯誤無効の成否。

被監査会社が行った粉飾を見逃した監査人の責任を考えるにあつたては、監査人の責任の法的根拠、会計監査の目的、監査人の注意義務の程度などが問題となる。

この点、本判決は、被告の責任を監査契約の債務不履行責任としたうえで、監査人の注意義務の程度については、基本的に企業会計審議会の監査基準に依拠している。また、粉飾決算の発見は、副次的な目的であるが、監査人は一定の状況では、被監査会社の不正のおそれも視野に入れて監査すべきで、これを怠ったことは損害賠償責任の根拠となるとする。

本判決は、会計監査人の責任論としては、監査人の責任を積極的に認める方向を示しているように見える。ただし、後述するように、裁判所は、原告の主張の一部を認

⁽²⁾東京地判平成3年3月19日判例時報1381号116頁。控訴審は、監査人の責任を否定した。東京高判平成7年9月28日判例時報1552号128頁。

⁽³⁾被告の監査法人トーマツ(所属公認会計士数2158名)のほか新日本(公認会計士数2295名)、あずさ監査法人(公認会計士数1788名)の3監査法人が日本の上場会社のかかなりの部分の監査を担当している(公認会計士数は2008年8月現在の各法人のウェブによる)。

めただけであって、認容された金額も請求額全体から見れば多いわけではない(率にして約1.7パーセント)。

本判決は、ナナボシの粉飾決算の手法、被告の会計監査の状況を詳細に認定したうえで、被告がなすべきであった監査を想定し、被告の責任を論じている。その結果、平成13年3月期に追加監査をすべき事態であったのに、これをしなかったことが直接の責任原因とされた。それまでは、被告の監査に問題はないとされたわけで、必ずしも監査人に厳しい判断というわけでもない。

本判決が実務上も参考になるのは、この過失の認定の部分である。従って、本稿も裁判所の過失の認定を中心に検討する。

粉飾を行った会社自身が、過失により粉飾を見逃した監査人に損害賠償請求ができるか、あるいは過失相殺はどのように適用されるか、という点も損害の認定と合わせて、興味深い問題であるが、判決は、一般の債務不履行と特に区別することなく判断している。また、本件は、被監査会社自身が原告となるのではなく、民事再生手続における管財人が原告となっているが、裁判所は、この点、ナナボシの過失を原告側の過失として過失相殺を認めている。

争点⑤も興味深い議論であるが、裁判所は、詐欺取消、錯誤を認められる事実はないとしている⁽⁴⁾。

II 責任の法的根拠

本件の原告は、損害賠償請求の根拠として、被告にナナボシとの監査契約上の注意義務違反があったこととし、債務不履行責任としての損害賠償請求権を主張した。判決も法的構成としてはこれをそのまま認め、遅延損害金も商事法定利率の年6分を認めた。

被告は、ナナボシの会計監査人だったので、ナナボシに対する損害賠償責任の根拠としては、商法特例法9条(現在の会社法423条1項)の任務懈怠責任も考えられる。会計監査人と会社との関係は委任契約に関する規定に従うので(会社法330条)、任務懈怠の判断も準委任契約としての監査契約違反の判断と実質的に異なることはない⁽⁵⁾。

ただし、会計監査人の任務懈怠責任は、会社の機関としての責任の性質を有するので、会社側の落ち度との過失相殺の問題に関連することが考えられる⁽⁶⁾。この点は、

⁽⁴⁾原告の主張は監査契約の成立を前提としたものなので、本来、契約の存在についての主張は最初に判断されるべきであるが、被告のかなり無理な抗弁であり、裁判所もこの判断には比重をけなかつたものと思われる。

⁽⁵⁾畑知成「公認会計士の監査証明業務に関する損害賠償責任について」NBL879号48頁。

⁽⁶⁾龍田節「会計監査人の損害賠償責任」新版注釈会社法(6)(有斐閣、1987年)573頁。

後述する。

また、任務懈怠責任の場合、損害賠償債務の遅延損害金は、民法に基づく年5分となるはずであるが、判決は商事法定利率の年6分とした。

III 監査業務と監査人の責任(監査の基準と監査人の注意義務)

1 監査人の注意義務

監査契約上の債務不履行あるいは会計監査人としての任務懈怠を判断するにあたっては、会計監査人が果たすべき義務、任務は何かが問題となる。

公認会計士は、①財務書類の監査⁽⁷⁾または証明②財務書類の調製、財務に関する調査ないし立案、または財務に関する相談を業務とするが(公認会計士法2条)、証取法(金融商品取引法)に基づく財務書類の監査と商法特例法(会社法)に基づく計算書類の監査については、独占的に提供できることとなっている。

いずれの監査も、会計士・被監査会社間で監査契約が締結され⁽⁸⁾、これに基づいて行われる。監査契約は準委任契約と解されているので、会計士は善管注意義務を負い(民法644条)、一般に要求される程度の注意・技量をもって監査及び証明業務を行わなければならない、この注意義務に違反すると損害賠償責任を負うことになる⁽⁹⁾。

会計監査の主たる目的は、財務諸表が企業の財政状態及び経営成績を適正(適法)に表示しているか否かを検証して意見を表明するものであるが、財務諸表の適正(適法)性に影響を及ぼすような不正・誤謬を発見・防止することも監査の目的に含まれるとされる。監査人が発見・防止すべき不正・誤謬は、従業員レベルでの不正・誤謬ではなく、内部統制によって予防・摘発が不可能な経営者の経営判断に起因するようなものと解されている⁽¹⁰⁾。

監査の目的と監査人の損害賠償責任との関係については、「財務書類における不正の

⁽⁷⁾モントゴメリーの監査論「第2版」平成5年(中央経済社)中央監査法人訳6頁によれば、「監査とは、経済活動および経済事象に関する言明と設定された規準との合致の程度を確かめるために、これらの言明に関する証拠を客観的に入手し、評価し、さらにその結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的なプロセスである。」

⁽⁸⁾通常使用されている監査契約は、就任承諾書の性質を有していると考えられるが、監査約款を引用しており、その内容が監査契約の具体的な内容を示している。監査約款第4条(監査の限界)によれば、内部統制の固有の限界などの理由により、「不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できない」ことが了解されている。監査契約書の書式は、公認会計士協会のウェブで、会員に提供されている。

⁽⁹⁾根田正樹「公認会計士の責任」新・裁判実務体系第8巻「専門家責任訴訟法」(青林書院2004年)99頁。

⁽¹⁰⁾弥永真生「不正発見と会計監査人(上)」ジュリスト1115号92頁、松本祥尚「会計士の任務と責任」ジュリスト1235号40頁。

発見は公認会計士の監査業務の目的でないため、監査契約において不正の発見が責務とされない限り、公認会計士が不正を看過しても善管注意義務違反の問題は生じない」との見解もあるが⁽¹¹⁾、本判決は、「監査人が監査上の危険性を的確に把握した上で、監査手続を尽くして、財務諸表を適法ないし適正なものとして監査意見を公表することで、初めて財務諸表に不正や誤謬のないことにつき合理的な保証がなされたといえる」ので、「監査の第一次目的が不正の発見でないとしても、そのことを理由に監査人が責任を免れるものとはいえない」、として不正発見ができなかったことは監査人の損害賠償責任となりうることを示した。

2 通常実施すべき監査

粉飾を見逃したことが、監査人の責任原因になるとしても監査人が注意義務を尽くしたことを立証すれば責任を免れる。公認会計士の監査証明業務の注意義務の判断基準は何かが問題となる。

この点、証取法(金商法)監査においては、企業会計審議会の監査基準・監査実施準則⁽¹²⁾に基づく監査がなされ、それを監査調書に記載していれば過失のないことが立証されると解されている⁽¹³⁾。商法(会社法)監査も、同様に考えられている。

本判決は、当然のごとく監査基準が監査人の注意義務の判断基準になるとして、被告の監査に適用されるべき監査基準、監査実施準則などを検討している。また、日本公認会計士協会の定めた指針も合わせて検討している。

3 リスク・アプローチ

監査人の監査は、監査基準に基づき、通常実施すべき監査手続により行われることが善管注意義務の内容であることは原被告も認めており、裁判所も、「通常実施すべき監査手続」とは、監査基準・一般基準に適合した職業監査人を前提として、監査人がその能力と実務経験に基づき十分な監査証拠を入手するために「正当な注意」をもって必要と判断して実施する監査手続をいうとし、善管注意義務を尽くしたかは「通常実施すべき監査手続」を具体的に実施したかにより判断されるとしている。

⁽¹¹⁾ 前出(2)日本コッパース控訴審判決。

⁽¹²⁾ 2002年(平成14年)1月、企業会計審議会は、それまでの監査実施準則と監査報告準則を廃止して、監査基準を、監査の目的、一般基準、実施基準及び報告基準に整理し、監査基準を補足する具体的な指針を示す役割を日本公認会計士協会に委ねた。羽藤秀雄「改正公認会計士法」(同文社出版2004年)51頁。本件は、この改訂前の監査基準の適用が問題となった。

⁽¹³⁾ 前出(9)100頁。

平成14年に改訂された監査基準は、リスク・アプローチ⁽¹⁴⁾に基づく監査の徹底を求めているが、本件(平成10年3月期から平成13年3月期)に適用のあった監査基準(平成3年改訂版)においては、「監査上の危険性」という概念はあったが、リスク・アプローチが明確に求められてはいなかった。そこで、被告は、平成14年1月の時点で、リスク・アプローチは、監査実務において定着したものではなく、被告にはリスク・アプローチに基づく監査を行うことは要求されていたわけではない、と主張した⁽¹⁵⁾。

これについて、判決は、被告の主張を取り入れず、平成3年の監査基準改訂から平成10年3月期までに7年間が経過しており、リスク・アプローチは、すでに実務で運用されていたので、相当浸透していたといえるし、被告自身、自己の監査マニュアルの作成にあたっては、リスク・アプローチを取り入れていたので、本件監査契約においても、被告は、リスク・アプローチを取り入れて監査をなすべきであった、としている。

また、リスク・アプローチは、監査の効率性を念頭に置いて、重点的に監査すべき部分と内部統制に依拠した監査でもよい部分とを区別して、不正や誤謬のないような監査を行うことを義務付ける概念であるから、監査の効率性を理由に必要な監査手続を実施できないということはいえないし、試査や内部統制に依拠した監査手続を前提とするから、本来行うべき追加監査手続は行えないこともないとした。

判決は、上記のような一般基準の下、被告の過失を判断している。

IV 本件における被告の過失

1 本件における被告の粉飾

ナナボシは平成10年3月期から平成13年3月期までの各決算期において、架空決算による売上を計上する方法で粉飾決算を行ったが、その方法は、単なる会計帳簿の改ざんではなく、正規の会計処理に基づく資金移動を伴ったものであった。

資金移動は、主に下記の二つの方法で行われていた。

① 実在する顧客、工事について、追加売上が認められたという虚偽の事実を作り出し、追加売上を計上し、当該顧客名で入金する。この方法は、平成10年3月期のみである。

② 御坊地区の組合名を利用して、これらの組合からナナボシが架空の土木工事等を

⁽¹⁴⁾ リスク・アプローチとは、虚偽の表示の可能性が高い事項に対して重点的に監査の人員や時間を充てることによって、効果的で効率的な監査を実施するという監査の手法。前出(12)羽藤秀雄「改正公認会計士法」57頁。

⁽¹⁵⁾ 被告の主張の根拠として、平成14年1月の監査基準の改訂の際に「平成3年の監査基準の改訂でリスク・アプローチの考え方を取り入れたところであるが、なおも我が国の監査実務に浸透するに至っていない」とされたことがある(監査基準の改訂について三3(1)リスクアプローチの意義)。

受注し、これを外注先に送金し、その外注先が組合を仮装して、ナナボシに振込み送金する。本件の中心となる粉飾行為で、ナナボシの取締役11名のうち、9名が共謀しており、取引業者も協力して行われた。この架空売上は、平成10年3月期から平成13年3月期まで計上され、平成12年3月期は33億6500万、平成13年3月期は25億3700万円と多額なものとなっている。架空の組合であることの発覚を避けるため、架空の組合の所在地にプレハブ小屋を建てて郵便受けを設置し、監査人である被告からの残高確認状を受領するなどの巧妙な方法をとっていたことが認定されている。

2 原告の主張

原告は、ナナボシは従来、電力会社、重機器メーカーを顧客にしていたのに、御坊地区の工事は公共工事であり、新規取引である、粉飾の協力事業者との取引が異常に多い、など取引の異常性を前提に、被告の過失を以下のように主張した。

① 御坊地区の工事の「売上及び売掛債権の実在性」について、注文書及び工事完了証明書の調査に留まったのは簡易すぎる。上記以外に存在するはずの書類の存在を確認すべきであった。

② 顧客の実在性については、内部統制に依拠することができず、監査人自らが実証した方がリスクが少なく効率的である。

③ 御坊地区の組合に対する売上、売掛債権は新規顧客に対するものであり、この売上の全体に対する割合も高かったので、監査上の危険性が高かったにもかかわらず、その危険性の検討が適切に行われていなかった。

④ 平成10年3月期から平成13年3月期においては、工事代金の支払い遅延など「売上及び売掛債権の実在性」を疑うべき不正の兆候が多数あった。

⑤ 被告は、ナナボシに不正の兆候が認められるにもかかわらず、当初の簡易な監査手続を変更せず、またより強い監査証拠を入手するなどの監査手続の追加も行わず、重要な虚偽記載を見逃した。

3 裁判所の判断

上記のような原告の主張に対し、裁判所の判断は次のようなものであった。

① ナナボシは、平成9年3月期に初の赤字を計上しており、請負業界は架空工事により売上を計上することは比較的容易な粉飾の手段なので、監査上の危険は相当程度高かった。

② 被告が行った御坊地区の工事の監査においては、工事の注文書、見積書、工事完

了証明書を入手し、確認し、工事残高確認状を送付して返信を受けること、そして残高確認状の数字と実際の入金額とを突合した。これらは、通常の請負工事代金の実在性の監査としては必要十分なものであり、リスク・アプローチを前提としても「通常実施すべき監査手続」に該当するといえる。

③ 御坊地区の工事が、ナナボシにとって経験の乏しい公共工事であったこと、ナナボシの工事売上における割合が高い等の事情があっても、入金がされている限り、問題点は見出し難く、御坊地区の工事が特別注視される事情はない。

④ (被告の過失)御坊地区の工事は、売上が大きいにもかかわらず、平成11年3月期から支払い遅延が生じたが、平成12年3月期までは、監査意見が表明されるまでには、全ての工事の入金がなされたが、平成13年3月期においては、平成13年6月末ころ、証券取引法の監査意見を表明する段階になっても入金がなかった。被告は、平成13年3月期の決算までは、御坊地区の工事代金の支払い遅延を問題にしておらず、平成13年9月期において初めて問題視した。御坊地区の工事は公共工事であるので、支払い遅延は明らかに不自然であること、他の工事よりも明らかに高額な売上が上がっている工事なのに工期は非常に短く、それが常に期首の予算に計上されず、決算間近の期中に計上され、当初の全体の売上予想に近い数字になるように計上されているなど、極めて不自然であった。従って、被告としては、単に入金を確認するのみならず、契約の実在性についても監査手続を行うべきであった。しかし、被告が、入金遅れの理由を詳しく調査したのは、平成13年3月期の監査意見表明後であった。被告が、平成13年3月期において、御坊地区の工事の実在性について追加監査手続を実施しなかったのは、「通常実施すべき監査手続」を満たしているといえず、被告の監査手続には過失がある。

V 損害の算定と過失相殺の法理

1 損害

原告が被告に請求した損害は、①違法配当金と②社外流出金である。違法配当金は、平成11年3月期から平成13年3月期の配当のうち違法部分1億8891万835円。社外流失金とは本件粉飾のために架空工事の外注費などとして、ナナボシから外部に支払いを装って支出された金員で、平成10年3月期から平成13年3月期までで、9億2117万8500円となる(ただし、原告は平成10年3月期の分として9024万2183円を請求から除外している)。

しかし、判決は被告が平成13年3月期の監査のみに過失があったとしたため①のうち

平成13年3月期の配当金8575万3896円を被告の行為と因果関係のある損害とし②については、被告が監査意見を差し控えることでその支出を阻止できる関係にあるとはいえないとして被告の過失との因果関係を否定し、損害と認定しなかった。

2 過失相殺の可否

判決は、粉飾がナナボシの役員らによって故意に行われたものであるから、8575万3896円の損害の8割を過失相殺し、被告には2割の責任を認めたとどまった。原告は、被告の監査は、法定監査であって、公共的な意味合いを持つこと、商法監査における会計監査人の責任を取締役と不真正連帯にした商法特例法の趣旨、本件訴訟の主体が再生手続上の機関である管財人であること等から過失相殺は認められるべきではないと主張したが、原告の主張はここでは取り上げられなかった。

VI 判決の意義、影響

1 監査人の責任についての考え方

会計監査人の被監査会社に対する責任が判断されたことは少なく、しかも本件は、被監査会社が上場企業であったので、裁判所の判断は注目された。前述のとおり、会計監査人の責任を監査契約の債務不履行責任と考えるか、会社法上の機関としての責任と考えるかの問題はあるとしても、公認会計士・監査法人の監査業務としてどの程度の注意義務が要求されているか、という観点からの判断である。

公認会計士は、会計監査に関する技能を有する唯一の職業専門家であり、その被監査会社に対する責任についての議論は、弁護士の依頼者に対する責任や医師の患者に対する責任と共通するところがある⁽¹⁶⁾。ただ、公認会計士の場合、業務が多様化している弁護士、医師に比べ、企業会計という目的の明確な分野における判断であるので、判断基準の設定は、弁護士・医師よりも容易であろう。

さらに会計監査の場合、「監査基準」が存するので、公認会計士の注意義務の程度は、この「監査基準」に依拠することができる。本件においても、原被告、裁判所とも、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」としての「監査基準」に基づく監査手続を実施することが、監査人の善管注意義務の内容であることに争いはない。争点は、被告が監査を担当していた時期において、監査基準には必ずしも明確に記述されていなかった、「リスク・アプローチ」の手法を取り入れるべきであったかどうかであった。判決は、平成3年の監査基準の改正に際し、リスク・アプローチは導入されて

⁽¹⁶⁾ 専門家責任という観点から書かれたものとして、前出(9)根田正樹「公認会計士の責任」。

おり、被告自身も自己の監査マニュアルにリスク・アプローチを取り入れていたことを認定して、被告はリスク・アプローチを取り入れて監査すべきであったとしている。

経験則上、企業が作成する財務諸表には、一定の割合で虚偽の記載がありうることを認識するならば、会計監査においては、「通常行うべき監査手続」を行うだけでは注意義務を尽くしたといえず、監査対象企業の状況に応じ、リスクの高低を見極め、リスクの高いところには監査資源を集中させて監査すべきであることは当然である。リスク・アプローチという概念を用いなくとも専門家の注意義務として当然要求されるものである。本判決の会計監査人の注意義務の基準としては妥当なものと評価されている⁽¹⁷⁾。

2 善管注意義務の基準

会計監査人の注意義務を上記のように考えるとして、問題は、会計監査人の注意義務の程度をどのように考えるかである。

日本コッパース事件以後、被監査会社・団体の役員、従業員に不正があった場合の監査人の責任について判断した判例がいくつかあり、責任を認めたものと、認めなかったものがあり、参考になる。

責任を認めたものとしては、①労働組合から監査を依頼された公認会計士が、その組合の会計の職務にあった者の横領行為を発見できずに適正意見を表明した事案がある(以下①という)⁽¹⁸⁾。この事案では、公認会計士の監査において「預金の実在性」という監査要点につき、預金通帳の原本の実査を怠ったことが監査契約上の注意義務違反と認定された⁽¹⁹⁾。判例①の事案は、やはり預金の実在性の監査が問題となった日本コッパース事件と類似している面がある。

責任を認めなかった事例としては、②棚卸資産を偽ることによる粉飾決算を見抜けなかったとして会計監査人の責任を追及された事例⁽²⁰⁾(以下②という)、③被監査会社と他社との架空取引を看過して適法意見を表明したことが注意義務違反に当たるとして会計監査人の責任を追及された事例⁽²¹⁾(以下③という)、などがある。

⁽¹⁷⁾ 藤原俊雄「監査法人の過失による被監査会社に対する損害賠償が認められた事例」金融・商事判例1294号64頁。志谷匡史「監査人の義務と責任」月刊監査役545号56頁。

⁽¹⁸⁾ 東京地判平成15年4月14日判例時報1826号97頁。

⁽¹⁹⁾ 判決によれば、預金の実在性については、預金先に対し直接残高を確認するか、預金通帳の原本を実査することが、通常実施すべき監査手続として要求されており、本件では、依頼の時期から、預金通帳の実査をすべきとされた。

⁽²⁰⁾ 東京地判平成19年11月28日金融法務事情1835号39頁。

⁽²¹⁾ 東京地判平成20年2月27日判例時報2010号131頁。

責任が認められた①の事例は、依頼者は労働組合であって、被告は個人の公認会計士であったのに比し、②③とも被監査会社は会社法(商法特例法)上の大会社であって、会計監査人は大手監査法人であり、本件と共通する点が多い。

特に③は架空取引を会計監査人が見抜けなかった点で、類似の事例といえる。③における架空取引は、事件当時、情報サービス産業において問題となっていた、架空循環取引であり、平成17年3月には日本公認会計士協会は、情報サービス産業を取り巻く監査上の諸問題について取りまとめ「異常な商社取引は、証憑等が形式的には整合している場合が多く、複数の情報サービス企業を介在しているため、取引実態が非常に判別しにくい。監査人としては、特に深度ある監査手続の実施が要求される」と指摘していた。

このような状況の中で、③の裁判所は、被告が、架空取引を発見できなかったのは、被監査会社と架空取引先が徹底した偽装工作を行ったためであり、被告の監査は、監査契約に則り、十分かつ適切な監査証拠を入手した上で、適切に行われたと認定し、善管注意義務違反を認めなかった。本件と③は、いずれも被監査会社の巧みな粉飾行為を見抜けなかったという点で、共通であるが⁽²²⁾、責任の有無という点では判断は分かれた。

判例④で問題になった循環取引は、複雑な形態をとっていて、書類自体は整っており、架空であることを発見することは極めて困難であるのに対し、本件は、粉飾の方法としては単純なものであり、担当者にもう少し、立ち入って質問したり、現地調査を注意深く行えば、粉飾を発見できたであろうという評価の違いかと思われる。

3 損害と過失相殺

判決は、原告の請求が、監査契約の債務不履行に基づく損害賠償請求であることから、「監査契約の債務不履行において、ナナボシの旧経営陣に過失が認められる場合は、原告側の過失として、過失相殺を行うべきである」として、あっさりとして過失相殺を認め、ナナボシ側の過失を8割とし、被告には損害額の2割相当額の責任を認めた。

妥当な、賠償額を被告に負担させるという観点からはともかく、過失相殺の法理を適用した裁判所の考え方には問題があろう。

裁判所は、被告の債務不履行責任として判断しているのであるから、民法418条の適用があるのは当然としても、ナナボシ側の行為は、過失ではなく、故意による被告

⁽²²⁾ 本件は、管財人が原告として会計監査人の責任を追及したものであるが、③は、被監査会社そのものが原告である点に、違いはあるが、会計監査人の注意義務の程度の判断においては、原告の違いによって差異は生じないはずである。

の職務に対する妨害行為なのであるから、過失割合の認定には馴染まないのではないかと感じられる。

取締役の会社に対する責任については、過失相殺の法理を適用すべきかどうか議論がある。会計監査人を会社の機関と考えた場合、会計監査人の本来の任務については機関としての任務懈怠責任であるから、会計監査人と取締役が連帯して会社に対し責任を負うのであって、会社との関係で過失相殺を認めるのは妥当でないとも考えられる⁽²³⁾。

取締役が、会社に対する責任を追及された事例では、過失相殺の法理を適用しないし類推適用して損害賠償額を減額したものは少なくない⁽²⁴⁾。しかし、取締役の責任に過失相殺の法理を用いることには批判が強い⁽²⁵⁾。上記、会計監査人の責任の場合と同様、会社の機関ないし機関の構成員としての違法行為がある場合に、会社の過失により責任が軽減されるのは疑問だとするのである。

これに対し、過失相殺の法理は、本来的な機能を超えて公平な賠償責任の実現を導く手段として類推適用などの名目で利用されることが少なくなく、実質的な理由があれば過失相殺の類推適用ということで根拠付けることも可能であるとする考え方もある⁽²⁶⁾。

本件もまさに、被告の責任の程度を判断するにあたり実質的な考慮から、過失相殺の法理を拝借してきたと評価される事案である。会計監査人の責任を認めた日本コッパース事件第一審判決は8割、前記判例①の事案では7割の過失相殺により、最終的な損害賠償額が算出されており、このような事案においては、相当程度の過失相殺がなされるという裁判所の考え方が定着してきている、ともいえる。

⁽²³⁾会社法430条は、会計監査人を含めた役員等の連帯責任を規定する。商法特例法9条は、会計監査人間の連帯責任を規定するが、会計監査人の機関性から、取締役との連帯責任が認められると解される。新版注釈会社法6巻573頁。

⁽²⁴⁾福岡地判平成8年1月31日判例タイムズ944号247頁、東京地判平成2年9月28日判例時報1386号141頁。

⁽²⁵⁾山田純子「取締役の監視義務を会社に対する責任」甲南法学38巻3・4号314頁。近藤光男教授は、商法(会社法)が取締役の連帯責任を要求しているのに、他の取締役の過失を理由として自己の責任を軽減してもらふ余地はないとするが、取締役と連帯責任を負わない任意監査人は、取締役の過失をもって過失相殺ができるとする。株式会社の会計監査人は取締役と連帯責任を負うので、やはり過失相殺は認められないことになろう。「取締役の会社に対する責任と過失相殺の法理の類する適用」私法判例リマックス1992年(下)119頁。

⁽²⁶⁾山下友信教授は、「同程度の注意義務違反を犯した複数の取締役のうち特定の者だけを狙い打ちに会社側が責任を追及するような場合は、商法(会社法)はいかに連帯責任を負わせているとはいえ公平性や信義則違反の点から責任軽減をすることは十分考えられよう」とする。ジュリスト1145号109頁「取締役の会社に対する責任を過失相殺の類推適用」。

4 監査実務への影響

パプルの崩壊までは、上場企業が破綻することは稀であったが、現在はそうではない。会計監査人のリスクはすでに顕在化しており、本判決が出るまでもなく、会計監査人は被監査会社からの損害賠償請求を意識した監査を行っていると思われる。むしろ、本判決が出たことにより、裁判所の一定の判断基準が示されたことになり今後の対策を考えやすくなったのではなかろうか。

本件で認定された過失は、専門家責任における高度な注意義務に違反したというようなものではなく、うかつにも被監査会社の粉飾を見逃したというものであって、監査人に従来とは異なる高い注意義務を課したわけではない。そういう意味では、監査実務に大きな影響・変化を与えるものではない。

本判決は、概ね妥当なものとして評価されており⁽²⁷⁾、会計監査人に対し、一定の警告と基準を示したという点で、意義ある判決である。

以上

⁽²⁷⁾前出(17)藤原。志谷教授は、工事現場に案内され、残高確認がとれ、入金の実事が確認されれば、「工事の实在性を疑う必要はない、という裁判所の論法は、リスクアプローチを用いて被監査会社の実情に沿った慎重な監査を実施すべし、という説示と整合性がとれないのではないかと指摘する。62頁。